

※処理事項	登録年月日	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
-------	-------	----	------	-----	----	------	------

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日
年 月 日

殿

所在地 (本拠地等) の場合は本居 所在地と併記	(電話)		事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)			前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	()				
法人名			前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	(ふりがな)	経理責任者 氏名	前期末現在の 資本金等の額					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税 の予定申告書 ※

事業税				道府県民税				
前事業年度の事業税額 (①の金額)	⑱	兆	十億	百万	千	円	00	
所得割額 (②× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑲						00	
付加価値割額 (③× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑳						00	
資本割額 (④× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	㉑						00	
収入割額 (⑤× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	㉒						00	
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (⑥)	㉓						00	
特別法人税 特別法人事業税額 (⑦× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	㉔						00	
予定申告税額 (⑲+⑳+㉑+㉒+㉓)	㉕						00	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉖						00	
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	㉗						00	
道府県民税				前事業年度の法人税割額 (⑧の金額)	①			00
道府県民税				予定申告税額 (⑧× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	②			00
道府県民税				この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③			00
道府県民税				この申告により納付すべき法人税割額 (②-③)	④			00
道府県民税				均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤			月
道府県民税				円× $\frac{⑤}{12}$	⑥			00
道府県民税				この申告により納付すべき道府県民税額 (④+⑥)	⑦			00

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

摘要	課税標準	税率 (100)	税額
所得割	所得金額総額 ⑲		
所得割	所得金額 ⑳		
付加価値割	付加価値額総額 ㉑		
付加価値割	付加価値額 ㉒		
資本割	資本金等の額総額 ㉓		
資本割	資本金等の額 ㉔		
収入割	収入金額総額 ㉕		
収入割	収入金額 ㉖		
合計事業税額	⑲+⑳+㉑+㉒+㉓		㉗
事業税の特定寄附金税額控除額			㉘
仮装経理に基づく事業税額の控除額			㉙
租税条約の実施に係る事業税額の控除額			㉚
納付すべき事業税額	㉗-㉘-㉙-㉚		㉛
①の内訳	所得割 ②		付加価値割 ③
①の内訳	資本割 ④		収入割 ⑤
摘要	課税標準	税率 (100)	税額
所得割に係る特別法人事業税額			00
収入割に係る特別法人事業税額			00
合計特別法人事業税額	④+⑤		⑥
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額			⑦
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額			⑧
納付すべき特別法人事業税額	⑥-⑦-⑧		⑨

前事業年度の法人税割額の明細

(特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額	⑧	兆	十億	百万	千	円	()
法人税割額	⑨						
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑩						
税額控除超過額相当額の加算額	⑪						
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫						
外国の法人税等の額の控除額	⑬						
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭						
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮						
納付すべき法人税割額 (⑨-⑩+⑪-⑫-⑬-⑭-⑮)	⑯						
⑯のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑰						
差引法人税割額 (⑯-⑰)	⑱						
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	⑳						
この申告の期間							
前事業年度の期間							
通算親法人の事業年度の期間							

備考							
関与税理士 署名							
(電話)							

第六号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) 「別紙二十」